

大飯発電所3, 4号機
新規制基準適合性確認結果に係る追加報告の提出について

平成25年6月5日
関西電力株式会社

当社は、平成25年4月18日、大飯発電所3, 4号機における新規制基準適合性確認結果を取りまとめ、原子力規制委員会に提出しました。

これは、原子力規制庁から、新規制基準を踏まえた大飯発電所3, 4号機の実態を確認し、準備ができたものから報告するよう要請を受けたことから、新規制基準への適合性確認結果を取りまとめ、提出したものの、今後、6月末までに必要な対策を講じることで、新規制基準に適合することを確認しました。

また、当社は、6月末までの完了に向けて、必要な対策を実施するとともに、一部概略評価となっている項目については、今後、詳細評価を実施し、評価完了次第、原子力規制委員会に提出していくこととしました。

[平成25年4月18日お知らせ済み]

平成25年5月16日には、大飯発電所3, 4号機における新規制基準適合性確認結果について、「外部火災影響評価」「火山影響評価」「重大事故対策に係る手順書体系」の項目の追加報告を取りまとめ、原子力規制委員会に提出し、引き続き、一部概略評価となっているものについては、評価完了次第、原子力規制委員会に提出することとしました。

[平成25年5月16日お知らせ済み]

当社は、本日、大飯発電所3, 4号機における新規制基準適合性確認結果について、概略評価となっていた以下の項目の追加報告を取りまとめ、原子力規制委員会に提出しました。

- ・熊川断層評価
- ・地震以外の要因による津波評価
- ・津波ハザード評価
- ・放水ピット内の水位評価
- ・竜巻影響評価
- ・内部溢水影響評価
- ・内部火災影響評価

引き続き、原子力規制委員会や原子力規制庁による新規制基準を踏まえた現状評価作業に対して、真摯に対応してまいります。

以上

添付資料:「大飯発電所3, 4号機 新規制基準適合性確認結果に係る追加報告の概要について」

2013-06-05 14:46

'13年06月05日(水) 14時48分宛先:情報連絡室様

FAX>FAX 03P/07P

R:085 P.03

発信:関西電力(株) 地域共生 広報室

添付資料

大飯発電所3, 4号機 新規制基準適合性確認結果に係る 追加報告の概要について

関西電力株式会社

新規制基準適合性確認結果に係る追加報告について

- 平成25年4月18日、大飯発電所3,4号機における新規制基準適合性確認結果を取りまとめ、原子力規制委員会に提出した。
- また、平成25年5月16日、概略評価となつていた項目(3項目)について、詳細評価を実施し、その追加報告を取りまとめて、原子力規制委員会に報告した。
- 本日、概略評価となつていた残りの項目(7項目)について、詳細評価を実施し、その追加報告を取りまとめ、原子力規制委員会に報告した。
- 引き続き、原子力規制委員会や原子力規制庁による新規制基準を踏まえた現状評価作業に対しでは、真摯に対応していく。

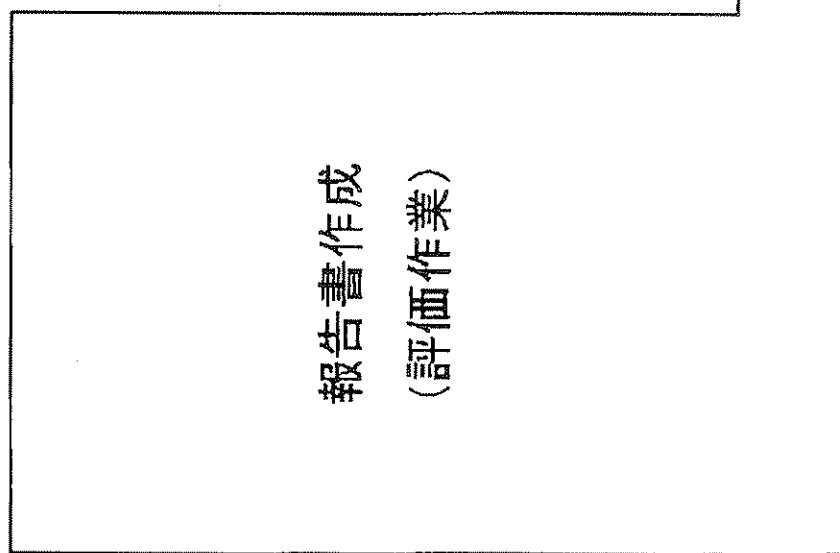
新規制基準適合性確認結果について
報告書の提出実績について

4月18日報告済

5月16日報告済

今回報告(6月5日)

- ・外部火災影響評価
- ・火山影響評価
- ・重大事故対策に係る手順書体系



- ・熊川断層評価
- ・地震以外の要因による津波評価
- ・津波ハザード評価
- ・放水ピット内の水位評価
- ・巻き影響評価
- ・内部溢水影響評価
- ・内部火災影響評価



新規制基準適合性確認結果に係る追加報告の概要について

追加報告項目	追加報告内容
熊川断層評価	<p>・熊川断層の西側において平成24年10月から実施していた反射法地震探査の結果を取りまとめた。</p> <p>・これまでの調査結果に基づき熊川断層の西端としていた小浜市和久里(わくり)付近から、東に約1kmと約4kmの地点において、反射法地震探査を実施した。その結果、熊川断層が確認できなかつたことから熊川断層の西端を小浜市平野付近とし、熊川断層の評価区間の長さを約14km(これまで約18km)に変更した。</p>
地震以外の要因による津波評価	<p>・「基準津波及び耐津波設計方針に係る審査ガイド(案)」に基づき、地震以外の要因による津波評価を行った。</p> <p>・海底地すべり、陸上の斜面崩壊(地すべり)、火山現象に伴う山体崩壊による津波の可能性とその影響について評価した。海底地すべりについては、若狭湾沖の隱岐トラフで発生する海底地すべりによる津波を想定して評価し、陸上の斜面崩壊については、大飯発電所周辺の地すべりを想定し評価した結果、いずれも基準津波が敷地に到達したときの高さを下回る結果であり、発電所の安全性に影響がないことを確認した。また、火山現象に伴う山体崩壊については、津波の発生原因となるような火山がないことを確認した。</p>
津波ハザード評価	<p>・「基準津波及び耐津波設計方針に係る審査ガイド(案)」に基づき、確率論的津波ハザード評価を行い、基準津波が敷地に到達したときの高さを超える津波が発生する確率を算出した。</p> <p>・各評価点における基準津波が敷地に到達したときの高さを超える津波が発生する確率は、$10^{-4} \sim 10^{-5}$(/年)程度であることを確認した。</p>
放水ピット内の水位評価	<p>・敷地の浸水の可能性を評価するため、津波による放水ピットの水位上昇を評価した結果、最大でT.P.+6.97mであり、放水ピットの天端高さT.P.+9.7m以下となることを確認した。</p>

新規制基準適合性確認結果に係る追加報告の概要について

追加報告項目	追加報告内容
竜巻影響評価 評価結果	<p>「原子力発電所の竜巻影響評価ガイド(案)」に基づき、原子力発電所に影響を及ぼし得る竜巻の影響について評価を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> 評価の結果、過去に発生した竜巻の規模や発生頻度等を考慮して設定した最大風速69m/sの設計竜巻を想定したとしても、その風荷重、飛来物の衝撃荷重などに対しても、竜巻防護施設(原子炉格納容器、原子炉周辺建屋など)が健全であり、安全機能を維持できることを確認した。 更に、知見拡充のため[ニ、竜巻影響評価ガイド(案)]に例示されている最大風速100m/sについて、安全機能を維持できることを確認した。
内部溢水影響評価 評価結果	<p>「原子力発電所の内部溢水影響評価ガイド(案)」に基づき、原子炉の安全停止に必要な機能、使用済燃料ピットの冷却及びピットへの給水に必要な機能に影響を及ぼし得る内部溢水(配管、機器の破損による漏水)の影響について評価を行った。</p> <p>評価の結果、想定する機器の破損による溢水、消火活動のための放水による溢水、地震による機器の破損による溢水による溢水、隔壁で分離されていること、また、分散配置されていることなどから、同時に複数の設備が水没あるいは被水することなく、原子炉施設内部での溢水の発生を想定したとしても、原子炉の安全停止に必要な機能、使用済燃料ピットの冷却及びピットへの給水に必要な機能が確保されていることを確認した。</p>
内部火災影響評価 評価結果	<p>「原子力発電所の内部火災影響評価ガイド(案)」に基づき、原子炉の安全停止に必要な機能に影響を及ぼし得る単一の内部火災の影響について評価を行った。</p> <p>評価の結果、耐火壁やシール材により系統が分離されていることなどから、火災区画毎に火災の発生を想定したとしても、原子炉の安全停止に必要な機能が確保されていることを確認した。</p>